高森町史編さん業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1.　プロポーザル方式で提案を求める趣旨

　高森町史編さん業務は、約40年振りに制作する町史として、高森町の歩みを振り返り、町民の歴史認識の共有と帰属意識及びアイデンティティーの確立を目指し、様々な課題解決に役立てる基礎資料とすること、また、ふるさと高森に対する理解と愛着を深め、町民文化の向上を図ることを目的とする。

　『高森町史』は、高森町の古代から今日に至るまでの歴史的変遷の過程及び固有の生活文化・民俗や町勢を明らかにし、これまでの歴史を後世に正碓に伝えていくために必要であり、発刊を令和6年度末として計画している。

　短期間の編さん事業となることから、効率的に事業を進める必要があり、特に、編集業務については、執筆・寄稿・各分野の学識者との調整など、特殊なノウハウと人材等のネットワークが必要になる。

　このため、編さん業務については業務委託する事とし、委託先の選定には、民間業者の豊富な技術・ノウハウを最大限活用し、完成年度までの継続性を確保するための優れた提案を受け、事業の目的及び内容に最も適した者を選定して随意契約を行う公募型プロポーザル方式により実施する。

2.　業務概要

(1)業務名 高森町史編さん業務

(2)業務内容 別紙「『高森町史』編さん業務委託仕様書」のとおり

(31履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4)委託料上限額 　44,880,000円(消費税及び地方消費税含む)

3.　担当係及び問い合わせ先

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168

高森町教育委員会　社会教育係

電話:0967-62-0227　FAX：O967-62-2685

E-mail　: eriko@town.kumamoto-takamori.lg.jp

4.参加資格要件

　本プロポーザルに参加できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

③民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④この公告の日から当該業務の提出書類の提出日までの間に高森町長から指名停止等の措置を受けていない者であること。

⑤熊本県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

⑥自治体での県史、または市町村史の制作実績を有すること。

5.　実施要領等の配布及びスケジュール

(1)実施要領等の配布

　高森町ホームベージからダウンロードすること。

　http://town.takamori.kumamoto.jp/

(2)スケジュール

本プロポーザルについてのスケジュールは下記のとおりとする。

手続等 日程

実施要領等公告 令和2年4月 2日（木）

提案に関する質疑の受付 令和2年4月 9日（木）午後5時まで

提出書類提出期限 　　　　令和2年4月16日（木）午後5時まで

プレゼンテーション 令和2年4月24日（金）予定

結果通知 令和2午4月28日（火）予定

契約 令和2年5月 1日（金）予定

※スケジュールについては、高森町の都合により変更する場合がある。

6.　企画提案書等の提出

(1)提出書類

①企画提案参加申込書:（様式第１号）

添付書類

ア　登記簿謄本(3カ月以内発行のもの)

イ　納税証明書(国税、県税、市町村税)(未納がないことの証明)

ウ　印鑑証明書

エ　財務諸表(損益計算書、貸借対照表)

②企画提案書(以下の内容を含めること)：任意様式

ア　高森町史編さん業務にかかる基本方針

イ　提案のセールスポイント

ウ　本業務の実施方法、手法、工程等

エ　本業務にかかる貴社の実施体制・支援体制

③業務実績調書:任意様式

　実施した類似業務(自治体史等に係る印刷・製本・編集等制作業務)の実積が分かる資料

④費用見積書：任意様式

　※見積書には、委託仕様書に基づく積算内訳を含めることとする。

⑤制作担当者経歴書:任意様式

⑥その他本提案に関し必要な資料(任意)

(2)提出部数

原本1部、副本7部とする。

(3)作成時の留意事項

①各書類の用紙企画はA4とする。ただし、図表等においてA3版を使用することは可とするがA4サイズに折りたたむこと。

②原本はホッチキス留め、副本はクリップ留めとすること。

③提案については1社につき1提案とし、提出後の修正や差し替え等は認めない。

(4)提出期限

令和2年4月16日(木)午後5時まで

(5)提出方法

高森町教育委員会　社会教育係へ持参又は郵送とする。

①持参 開庁日(土日祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

②郵送 簡易書留郵便にて提出期限までに必着

7.事前説明会

事前説明会については、実施しない。

8.質疑及び回答

　本プロポーザルの実施に関して質疑がある場合には、質疑書(様式第2号)を提出すること。

(1)提出期限

令和2年4月9日(木)午後5時まで

(2)提出方法

教育委員会　社会教育係へFAX又は電子メールにより提出すること。

提出後は電話による確認を行うこととする。

(3)回答方法

ホームページに掲載するとともに、質問者に対しては、質疑書受付から5日以内に電子メールにて回答する。

9.　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

　プレゼンテーション及びヒアリングについては提出書類提出業者全員について実施し、提出書類期限後に提出書類の提出順で行う。

(1)日時及び場所

日時及び場所は別途連絡する。

※スケジュール予定　令和2年4月24日(金)

(2)プレゼンテーション実施方法等

①プレゼンテーションについては、参加業者からの内容等説明を30分程度、高森町からのヒアリング(質疑等)を15分程度とする。

②プレゼンテーションについては、企画提案書等の内容に沿ったものとする。

③出席者については4名以内とする。

④企画提案書等の説明については、制作に関する主担当者が行うものとする。

⑤プロジェクターやパソコン等の必要な機材等は各参加業者で準備することとする。

⑥プレゼンテーション及びヒアリングについては提案書と同等の評価を行う。

10.　選定方法等

庁内に「高森町史編さん業務委託候補者選定委員会」を設置し、「選考審査表」に基づき審査を行う。

1. 選定委員会の組織

選定委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

(2)契約候補者の選定

①契約候補者選定にあたっては、企画提案書、類似業務実績、費用見積書、プレゼンテーション等を総合的に高森町史編さん事業候補者選定委員会で審査し契約候補者として選定する。

②最高得点者が辞退その他の理由で契約締結ができない場合は、次点の者を契約候補者とする。

③提案者が1社であっても、審査を行い、契約候補者の選定を行うが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(3)選定結果

全提案者に対し郵送により通知する。なお、結果についての異議中し立ては一切受け付けない。

(4)契約

契約候補者と契約についての協議を行う。なお、協議が成立しなかった場合は、配点合計点が次点以降の提案者と協議を行うものとする。

11.無効となる提案等

次に該当する場合は無効とする。

①本プロポーザルの参加資格を有しない者が提案した場合

②提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④著しく信義に反する行為を起こした場合

⑤会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

⑥限度額（総額)を超えて見積書を提出した場合

12.その他

①審査は非公開とする。

②本プロポーザルの実施に係る費用は提案者の負担とする。また、プロポーザルの提案にあたり提案者に生じた損害等については、町は一切責任を負わないものとする。

③提出された提案書等は、返却しない。

④提出された提案書等は、契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。